

## 7月10日～8月9日は

### 部落解放月間です

7月10日から8月9日の一か月間は部落解放月間です。

部落解放月間は「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を忘れず、県民みんなで部落差別をなくしていく意識を高めようという目的で、昭和48年に制定されました。

この期間中、県や各市町村では一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくように、研修会や講演会など様々な啓発運動を行っています。

現在も差別事象が後を絶たず、平成28年12月16日から「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことは、ご承知のとおりです。

本町でも、これまで差別落書きや差別発言、差別ハガキなどの差別事象が発生しています。また、インターネット上での書き込みや地図上に同和地区を示すなど、部落差別につながる事象も数多く発生しています。

今年も大山町では、この部落解放月間に合わせて啓発活動に取り組めます。

みんなで部落差別をはじめとするすべての差別をなくしていくために、今一度考えてみる機会として、ぜひご参加ください。

#### 第2回

### 大山町みんなの人権セミナー

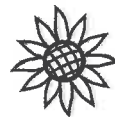
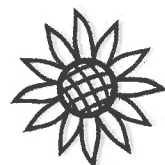
「足元から、社会の繋がりを見つめ直すこと  
 —自分自身や他者との『出会いなおし』から」

講師 瀬戸徐 映里奈さん  
 (京都大学大学院生)

- ◆日時 7月14日(金) 19時30分～21時
- ◆場所 人権交流センター
- ◆その他
  - ①託児あります。(開催日の4日前までに人権推進室に申し込んでください)
  - ②手話通訳の希望をされる場合は人権推進室に申し込んでください。
  - ③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です。
- ◆問い合わせ先 人権・社会教育課 人権推進室  
 (人権交流センター内)  
 ☎0859-54-2286 FAX0859-54-2413

## 7月は “社会を明るくする運動”の 強調月間です

～犯罪や非行を防止し、  
 立ち直りを支える  
 地域のチカラ～



「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で67回目を迎えます。

#### ■行動目標■

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

#### ■重点事項■

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」  
 「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

#### 街頭啓発

- 7月3日(月)
- ・ 中山中学校玄関前 7時30分～
  - ・ 名和中学校玄関前 7時30分～
  - ・ JR大山口駅前 7時10分～
- \* 「社会を明るくする運動西伯郡研究大会」

- ◆日時 7月7日(金) 13時30分～
- ◆場所 溝口公民館(伯耆町)